

日本外来精神医学会 会則

1 この規程は令和6年1月14日から施行する。

(名称/目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本精神神経科診療所協会（以下「本協会」という。）の定款第57条に基づき、日本外来精神医学会（以下「本学会」という。）に関して必要な規則を定めるものとする。英語では The Japanese Society of Psychiatric Clinics (JSPC)と表記する。

2 日本における精神神経科診療所ならびに関連施設等が取り組む保健医療福祉活動から得られた様々な成果を広く社会に発信し、かつ、学会員の研鑽、連携の質を高め、以て社会貢献の一助とする。

構成

第2条 本学会活動を円滑に行うため、各種委員会、部会等を設置することができる。

2 委員会の設置

本学会は学会運営委員会、学会誌編集委員会、保険委員会を設置する。

3 専門職アドバイザーの選任

本学会は理事会の承認を得て専門職アドバイザーとして会員外の専門家が委員になることができる。専門職アドバイザーの委嘱期間については細則に定める。

学会員資格

第3条 本協会定款第54条に定めるとおり、本協会会員は本学会の学会員となる。その他本学会の趣旨に賛同する者は B 学会員もしくは C 学会員として学会員の資格を得ることができる。

A 学会員

本協会正会員、賛助会員 A および賛助会員 B

B 学会員

B1 学会員 本協会正会員の診療所及び本協会正会員が代表を務める法人の事業所に勤務する勤務医。

B2 学会員 本協会正会員の診療所及び本協会正会員が代表を務める法人の事業所に勤務するコメディカルスタッフ。

C 学会員

本協会が特に認めた者

C1 学会員 本協会が特に認めた者のうち、医師である者

C2 学会員 本協会が特に認めた者のうち、コメディカルスタッフその他である者
入退会手続き並びに会費納入手続きについては別途細則に定めることとする。

学会役員

第4条 本学会に以下の学会役員及び学会監事を置く。

1 学会役員 15名以上 30名以内（本協会の理事及び学会長が任命した本協会会員）

1-1 学会長 1名（本協会会長が兼務）

1-2 学会副会長 2名（学会長が任命する）

1-3 事務局長 1名（学会長が任命する）

2 学会監査担当役員 2名（本協会の理事及び学会長が任命した本協会会員、非会員）

学会役員及び学会監査担当役員の任期は本協会理事および監事と同じく2年とする。

学会役員及び学会監査担当役員としてふさわしくないと判断された学会役員及び学会監査担当役員は、学会役員会出席者の過半数の決議をもって罷免することができる。

学会監査担当役員の職務内容を記載する！

議決機関

第5条

本学会の運営、活動に関する方針、計画等については学会役員会で決定することとする。

学会役員会は半数以上の出席で成立し、出席者の過半数をもって議決することとする。

2 学会役員会の開催は学会長が招集することとする。

3 本学会則並びに諸細則など運営に必要な事項については別途学会役員会にて協議決定する。

学術総会

第6条 本学会は、定款第55条に従い、日本外来精神医学会学術総会（以下「学術総会」という）を毎年1回開催する。

学術総会の目的

第7条

学術総会は、多職種から構成された学会員が一堂に会し、外来精神医療に関する日頃の研鑽や学際的な保健医療福祉に密接な事柄について発表、討議することを目的とする。

2 学術総会開催中に全体会議を開催し、1年間の活動報告、来年度の計画策定などを行う。

学術総会の開催

第8条 学術総会の開催担当は当該年度の実行委員会で行い、当該年度の実行委員会と本

学会の学会役員会は相互に連携し協力することとする。

2 規発表形式及び発表方法については、当該年度の実行委員会は本学会の担当委員会・分科会と事前に協議することとする。

研修会

第9条 本学会は、診療技術の研鑽や関連資格取得のために、全国あるいは地域研修会などを開催することができる。関連資格等に関しては、別途細則に定める。

学会誌の発行

第10条 定款第58条に定める事業遂行のため、学会誌を原則年1回発行する。

事務局

第11条 本学会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 本学会の主たる事務所は新宿区におく。

第12条 この会則の改廃は、本協会の理事会の議決を得て行うことができる。

本会則は、令和6年1月14日より実施される。

改訂 令和7年1月12日